



薪炭需給調節特別会計の現状

薪炭需給調節特別会計が昭和二四年に入り法律に定められた借入限度一億の五五億円の
薪炭証券を発行し乍ら而もその資金繰が極度に逼迫し、第一四半期の借入予定数量に対し
木炭七四%、薪四三%が新規三入物に押えざるを得なくなつた事実を以て本特別会計の存
在の向題が大きくクローズアップせられるに至つた。

右の事情に鑑み炭保当局は七月に至り経済安定本部、大蔵省及び農林省連絡して「薪炭
需給調節特別会計について」(別紙第一)を作成し同特別会計の現状を説明したのである
が之に対し当庁監察部は行政監察委員を主体として八月中林野庁及び東京木炭博覧所の監
察を行へ更に東京都における卸売業者との懇談を行つて、本特別会計の実態を調査したの
で以下右「薪炭需給調節特別会計について」を基礎に比較検討することとする。

一 「薪炭需給調節特別会計について」に依れば
ノ 昭和二三年中における損失は

約一四億円

(一) 薪炭の現物不足

約一〇億円

(二) 昭和二三年度冬期に大都市の備蓄とをった薪炭の保管
減耗、手直費

約三億四千万円

(三) 昭和二三年一二月に行つた長尺薪の値下げによる損失

(四) 増産並に輸送増産の爲止むを得ず支出した経費 約五億五千万円
 その他 若干
 合計 約三億五千万円

昭和二十四年度の損失は特別会計停止による手持薪炭の値下り、減耗その他臨時経費の支出により約二億円の支出に上り、昭和二十三年の損失と推定して、推定損失は次の通りである。

- 二 当庁監察部の監察に際し林野庁当局の説明せる推定損失は次の通りである。
- 一 昭和二十三年度の損失
- (一) 昭和二十三年度中において発見された欠損並びに予定外に生じた経費支出 一、〇四八百万円
 - (二) 在庫品の不足 二七〇
 - (三) 昭和二十三年度における現品の上り 三三六
 - (四) 昭和二十三年二月の長尺薪の値下げによる損失 一、〇四七
 - (五) 昭和二十三年度における備蓄保管のための損失 五五三
 - (六) 陸上輸送通過にヒューなう海上輸送転移のための損失 一四六
 - (七) 増産推進のための早期築窯費 二五〇
 - (八) 横持料
 - (九) 二三年一月卸売業者のマーシンの加算せる店先までの

一、内

(九) 小運送費の算定に伴う損失 一九九
 公務員に対する方三〇〇円ペース給費の実施に伴う指定集荷業者の手数料増加に依る損失 二一三
 合計 四、〇八二

二 昭和二十四年度の損失(特別会計の業務停止)

- (一) 昭和二十三年度における価格改訂に伴う利益 七、〇三百万円
- (二) 昭和二十三年度より繰越した損失額 四、二百万円
- (三) 右(一)及び(二)を差引きすれば昭和二十三年の損失は三、五〇一百万円となる。

三 昭和二十四年度の損失(特別会計の業務停止)

- (一) 値引損失 一、二四七百万円
- (二) 減耗損失 二三八
- (三) 経費損失 五〇七
- 合計 一、九九二

従つて、本特別会計最終の欠損は昭和二十三年度及び昭和二十四年度の欠損を合計して五億円となる。

この昭和二十四年度の欠損は六月末日を以つて購入業務を停止するとの前提の下に収入末着は全部回収し手持薪炭は五割の減耗を現で、生産地在庫品は必給、消費地在庫品は必給の値引きをして完全に売掛い、支出末着は全部支拂うとの仮定に立つて林野庁当局

三 右の推定損失に対する検討
昭和二三年度の損失

(一) 在軍品不足(一〇四八百万円)、在軍品の不足は損失原因と目されるものの内でも最も内題のあるものの一つであつて、総額一〇四八百万円に上つてゐる。その内訳は別紙第二の通りである。

右の不足数量を原因別にみると(別紙第三)「寮外移送であつて受領証未着のもの」が最も多いのであつてその比率は前者の合計が木炭につき六〇%、薪につき七、七%となり事由不明のものも木炭につき一九%、薪につき一七%に達してゐる。

「寮外移送であつて受領証未着のもの」及び「寮内消費にして受領したのに受領証未着のもの」の中には発着木炭事務所間の事務処理上の不備に依つて輸送受押の差としての行方不明の量が相当にあるのであるが前題協力輸送に依つて行方不明になつた部分も亦相当に多いと思われる。協力輸送とは戦后輸送力の極度に逼迫してゐた昭和二一年及び昭和二二年頃消費地に在るトリック業者及び輸送手段を有する大口消費者をして或程度量の還元消費を認め、消費地に輸送せしめたものであつて之が新次費用せられる様になり、売掛代金の徴収と到着新次の受領証を發送地木炭事

務所に送付することを任務とする到着地木炭事務所を経由しなくもつたので売掛代金は徴収せられず、右の受領証によつて手持薪炭の整理を行つてゐる發送地木炭事務所の帳簿整理が行われなかつた結果、政府手持薪炭として帳簿上残存し乍ら行方不明になつたわけである。この制度は昭和二三年一月に至つて廃止せられたのである。

「事由不明」に属するものは、林野庁当局に於いては全然その理由を説明出来なかつたことである。従つて当所並察部として之を説明する資料は乏しいのであるが、新炭炭は相当に高価な消耗の多いものと云われてゐるにもかかわらず本特別会計に於ては従来減耗を全然見込んでゐないので累年の減耗が累積してこの数字の相当部分を占めるのではなかつたかと推定してゐるのである。右三項目以外に林野庁当局は主一項目の原因をあげて説明してゐるのであるがその内訳は別紙第三の通りである。

本特別会計はその内訳が未一度も揃頭しを行つたことがない、従つて之等の各種原因によつて行方不明となつたものもすべて政府手持数量中に包含されたまま、何等検討を受けることなしに次々に次年度に繰越され今回の精査により一時に表面化されたものと考えられるのであるが内題はその評価であつて前掲の在軍品不足金額は今回発見された不足数量に昭和二三年度末の軍価を乗じて算出してゐるのである。然し乍ら薪炭は順次値上りを来したものであり、殊に大幅値上りをした昭和二三年六月であつて過去における軍価の低廉であつた時代の不足量を現在価格を以て評価することは損失の過大累積り

と云わなければならぬ。

- (一) 昭和二三年度における規正の亡失(二七〇百万円)、之は昭和二三年度中において水害、火災等正当な理由によつて亡失し、会計検査院の承認を得たのである。
- (二) 昭和二三年一二月の長尺薪の値下げによる損失(三三六百万円)、之は今年二月の価格改訂の際普通通薪の二倍の長さを有する所謂長尺薪の価格を普通通薪の二倍に決定した為生産出荷は激増したのであるが消費者は自ら切断する不便がある為先行不振を極め止むを得ず値引きして漸く売拂つた際の値引損である。
- (三) 昭和二三年度における備蓄保管の爲の損失(一、〇四七百万円)
林野庁当局は昭和二三年度の冬期に備へて七月始めより計画的に薪炭の備蓄を開始した。然るに文相に突死した薪炭の大幅値上げに伴つて薪炭の生産出荷は著しく促進せられて備蓄数量は遙かに計画を上廻つた上に従来の一手配給制度であつた燃料産組合の閉鎖機関指定、之に代るべき登録による新配給制度の発足遅延、異常なる暖冬、輸送弛化運動に伴う出荷停止懇請を無視しての輸送、客観情勢の変化に伴う空焚車の発生等が絡みあつて結局極めて大量の薪炭を備蓄せざるを得なくつた。而も新配給制度の確立によつて従来若んど無視せられて来た品質欠陥が全面的に検討せられることとなつた結果、従来の状態において備蓄せられた政府手持薪炭を受入の品質、数量、をもつて売拂ふことは到底不可能となると同時に、施設を

二ノ内

- くして備蓄せられた薪炭は、著しくその品質及び数量において低下、減耗を生じ、林野庁当局は結局これを大幅に値下げして売拂わざるを得なくつたのである。右の損失の最も大きかつたのは大阪の二三〇百万円であり、神戸の一六五百万円、東京の二六〇百万円が之に次いでいる。
- (四) 陸上輸送逼迫に伴う海上輸送転移に伴う損失(五五三百万円)
之は昭和二三年度における陸上輸送逼迫に伴い当初陸上輸送を予想していたものを海上輸送に転移した為の予想外支出であるが、昭和二三年度の当初予算においては望振費八七億円を計上し内一九億円を他に流用経理しているので之を全額損失と見るべきか否かは疑問である。
- (五) 増産推進の爲の早期策費(一四六百万円)
之は薪炭生産促進の爲八月、九月、一〇月の三ヶ月間に策いた案に依り生産した木炭については一俵当り四円、一一月、一二月の二ヶ月間に策いた案による木炭は一俵当り二円の奨励金を交付した為に生じた損失である。
然し乍らこの奨励金は一般会計負担において当初より支出していたものであり、之を特別会計負担に切替える際には当然特別会計中において予算的措置を講ずべきであつて之を果して損失として計上すべきか否かは疑問である。
- (六) 積持料(二五〇百万円)

横持料は元未着荷の仕分の為、在庫品を一時他に移転する為の費用を指すのである。昭和二三年一月における新運送機構の制定以後、運賃、敷金が厳格に取扱われる様になった結果、規定の業者マーゲンも以てしては採算が取れなくなつて来たので、十二月以降三月迄に取扱つた薪炭数量に対し、横持料名義を以て木炭一俵当り三元、薪束当り一元を支出してマーゲン不足の補いとしたものである。

(ハ) 昭和二三年一月卸売業者のマーゲンを加算した店頭までの小運送賃に伴う損失(一九九百万円)

昭和二三年一月以前は、政府の売掛価格は卸売業者の店未渡しであつて、着取より店頭までの小運送賃は政府負担として手算上、木炭一俵当り七円一〇〇を算り込んでいた。而して政府は右七円一〇〇を中二円七〇〇を割いて生産地における指定乗荷場所より発取までの運送賃に充当していたのであるが、昭和二三年一月政府売掛は着取渡しとなり、店未までの運送賃を業者マーゲンに組入れることとなつた。この際手算上の七円一〇〇を全額業者マーゲンに組入れたので山元における輸送賃二円七〇〇は昭和二四年六月店頭買上制度の実施に至る迄手算外支出として支出せられたのである。

(ウ) 公務員に対する六三〇〇円ベース給與の実施に伴う指定乗荷業者の手数料増加に依る損失(二一三百万円)

指定乗荷業者の取扱手数料は従来公務員の三、七〇〇円ベースを基礎に算出して木炭一俵当り六円、薪一束当り八〇〇を、カス薪一俵当り二円三〇〇を算出して来たのであるが、公務員の給与ベースが六三〇〇円に改訂せられたので、二四年一月よりこの手数料を木炭一俵当り一〇円、薪一束当り一円二〇〇を、カス薪一俵当り三円五〇〇に増額し四月一日起逐次実施した。之が為の費用は手算的には全然考慮せられて居ず、將來の価格改訂に或る人々で損失を補填する予定にしていたものである。右各原因を合計すると四〇六二百万円となり「薪炭需給調節特別会計」について説明せられた数字に比すると相当に増加しているのであるが、一方利益となるべきものも見込まれていたので差引に於いては三五〇一百万円の損失となり結局一億五千万円程度の増加となり大差はないと云える、又内容的には不足在庫品全額は四億円程度減少して之に代るべき他の原因が見出されているのである。

昭和二三年度における損失は右に検討した通りであるが次に之に関連して昭和二三年度末の貸借対照表の検討を行うこととする。

林野庁当局が昭実体に近いものとして推定作成した昭和二三年度末の貸借対照表は別表第四の通りである。

ノ 貸 金
イ) 薪炭証券 二九五〇百万円

之は法規に認められた年度繰越借入限度であつて昭和二四年二月末には五三〇〇
百万円（借入限度は五、五〇〇百万円）に達していたものを年度末において限度まで
圧縮したもので、圧縮に當つては二、一八〇百万円を農村中央金庫に対する借入金
形で支出未済中に計上したものとと思われる。

(二) 支出未済 五、八六二百万円

右二項の合計八、四五二百万円は零動かし得ない数字と見ていいと思われる。

2 借方

(一) 現金 三、七〇〇百万円

(二) 収入未済 九、九六六百万円

之は卸売業者に対し調停済にして取立未済のものであり確定せる政府の債権であ
る、然し乍ら求して之を全額回収し得るか否かは相当疑問であつてその理由は後
述べることにする。

(三) 新炭 三、六四四百万円

この数字は会計検査院の算定した数字から所謂(特)受入を除いたもので零確実と見
ることが出来る。(別紙第五)

(特)受入とは、生産新炭の買入枠が設定せられた時から生じた現象であつて、買入
枠以上の生産新炭につき政府以外に売渡すことが出来なためにやむを得ず、事実

上受入れを行ったものを云うのである。この場合、生産者は政府の昇炭によつて全
融機園より売拂代金に相当する融資を受けて、事実上代金の支拂を受けており、政
府は将来支拂うべき事実上の債務を負担すると共に右融資額に対する利息を負担し
ているのである。而して(特)受入は会計検査院算定の数字においては、事実上の受入
れを基準として二三年度末手持数量中に算入されており、林野庁当局としては支拂
を予定している。二四年度を基準としてこれを二四年度の買入に算入し二三年度末
の手持よりは全然除外しているのである。

ここに注目すべきことはこの手持新炭中にはいわゆる調停未済の分を包含してい
ることである。調停未済とは、現物はすでに、卸売業者の手に渡つているのである
が、事故その他の理由により、政府よりの売拂手続が完了せず帳面上政府所持とせ
られるものである。消費地に到着した新炭は輸送代機園の手廻ら直ちに卸売業者の
手に渡りフレームのない限り卸売業者の受領証により直ちに調定すべきものである
からして、消費地に在る政府所持の新炭はその大部分が調停未済とみるべきであり、
何等かのフレームのついでているものと見られるのである。従つて、これが累してそ
の数量のまま調停し得るや否やは相当に疑問であり、そこに或程度の損失を予想す
べきであると思われる。

又手持新炭の評価についても問題がある、生産地在率五につき買入価格を以て評

価しているのは一応妥当であるが消費地在庫品につき、消費地販売価格を以て評価しそこに評価益を見込んであるのは健全な経理方法とは言いがたい様に思われる。殊に在庫品については減耗及び品質低下を全然見込んでいない上に、更に評価益を見てバランスを取らしている事実は検討の余地のある問題である。

2
昭和二四年度損失の検討

(一) 値引額(一、二四七百万円)

林野庁当局は次月末在庫数量を別表第六の通りに推定して之を消費地において二割、生産地においては三割の値引をもつて全部売却のものとの推定のもとに二四七百万円の損失を見込んである。(別表第七)、然し乍ら政府手持の在庫品はその品質において新に生産される薪炭に比し甚しく劣等である事は争われず、且乱伐乱末のものが多し関係上累して右値引をもつて全量処分し得るか否かは極めて疑わしく恐らくは生産地五割、消費地四割程度の値引を見込む必要があるのである。かと思われる。然りとすれば右損失は更に相当増加して二、一〇八百万円程度になると思われるのである。但しこの場合においては減耗による損失は一応これに含まれるものと考えられることと出来る。

右に對しては之を需要最盛期の冬期迄持ちこすことにより一応当初の値引率を以て売却し得るとの見通しもある。然し乍らこの場合においては品質の低下と同時に

三ノ外
四ノ外

次に述べる減耗率が相当に増加すると思われし自伐等品質の新次が相当量出現のものとしてこの見通しも必ずしも樂觀を許さまいと思われる。

(二) 減耗(二、三、八百万円)

林野庁当局は右次月末在庫数量につき五割の減耗を見込んで損失二、三、八百万円と推定している。然し乍ら元来相当に減耗が多いと見られる薪炭について相当期間貯蔵され、乱伐、乱末の多い政府手持薪炭を新制度に依り商業的觀念を以て取引することとなった業者が求めてこの減耗率を以て引取るか否かは極めて疑わしく之を仮に一五割とすれば七一三百万円の損失となる。之は勿論値引率との関連において考慮しなければならぬ問題ではあるが、林野庁推定の減耗率を以て解決し得るとは考え得ない。

(三) 経費額(五、〇七百万円)

値引及減耗を見込まず手持薪炭を予想通り売却し得るものとしての上上利益二、四〇三百万円に對し経費支出が二、九一〇百万円に達して既に五、〇七百万円の赤字勘定をなしている事実は注目し得る点である。経費中五五つたものを拾つて見れば次の通りである。

(1) 運搬費(一、六四八百万円)。之は前年度の運搬費を予算面から見れば七、五九一百万円であるからして四月より八月に至る運搬費としてみれば特に多いとは思わ

三

札をい。
(2) 手数料(五四三百万円) 手数料の前年度予算額は一〇九〇百万円であるからして四月より六月に至る支出としては相当に増加している。而して(特)受入に際して農林中央金庫をして生産者に融資せしめた金額に対する利息はこの中に包含され

ている。
(3) 備蓄費(一三五百万円) 大樽積都市の一月分の消費量を備蓄する計画の下に突進したものである。然し下ら備蓄による損失は既に前年度において経費済であり、止むを得ずして備蓄せるものは別として計画的にかかる備蓄を実施したことは妥当ではまいと思われ。

右の若損失原因を合算すると一、九九二百万円となり「薪炭需給調節特別会計」のいてしに説明せられた二十億円の数字と畧一致している。
右の損失は又目末日を取つての推定であるが本特別会計の買上停止は七月末日迄延期せられた関係上七月中における損失を考慮する必要がある。之については数字的に検討し得る資料はきいのであるが、林野庁当局の説明によれば七月中においては買入枠の表り以外には一切薪炭の買入は行わず、消費地への輸送を停止して、在庫品処理は現在の在庫地先において実施する方針を取つた由である。従つて在庫品の増加による値引、減耗額乃至は輸送の遅延額は殆んど増加していきいと見て

四ノ内

よいに思われる。

昭和二四年度における損失推定は右の通りであるが次にこれに関連して昭和二四年度の貸借対照表(別紙第八)の検討を行うこととする。この貸借対照表は六月末日を以て買入業務を停止しするとの前提の下に清算終了の状態を想定したものである。之に依れば手持の薪炭は之を完全に売却し収入未済は完全に回収し、支出未済は全部之を支出して貸方としては薪炭証券を借入限度一杯の五四七〇百万円、借方には多少の現金の外機械器具、物品、建物として多少の金額を計上して五三二七百万円の損失を計上してゐるのである。

(一) 薪炭、政府手持の薪炭が累して林野庁の予想通り売却し得るや否やについては前述した通りである。

(二) 収入未済 収入未済とは即売業者に対し調停着にして而も収入未済のものを指すのであつて確定せる政府の債権である。然し下ら果してこれを全部回収し得るか否かは極めて疑問である。即ち

(1) 特別会計が業務を継続するのであれば資金は順次回転してゆくのであつて収入未済も亦順次更新されて行くのであるが一度業務を停止した今日運転資金在牒の面に必要とする業者が将来取引の発生しをい政府に対する債務を完全に履行するものと

(2) 新登録制度は各業者に対し一定数の登録を確保する以外には何等の資格要件を認めない。従つて業者殊に小売業者中には資産状態の思わしくない店が相当に多く卸売業者としても登録店獲得の爲に種々好餌を提供している。卸売業者中には悪意の有無に拘らず資金的に對政府債務を支拂い得ない者が相当にある。

(3) 特別会計業務停止に伴い新炭の値下りも予想されるのであるがその場合においても政府虎排新炭について政府は差額金の補償は考慮していい。

等の諸事情があつて之が回収は相当の困難を予想せられる。林野庁当局においては重役連帯保証等を考慮しているのであるが何等か政治的妥協の万全を講ずるのでなければ解決は困難であり、何れにしろ相当の回収不能は覚るものと思われ。

3 全般的に對する検討

以上昭和二三年度及び昭和二四年度における損失合計五五〇〇万圓につき一応個別の再検討を行ったのであるが、右の内

- (一) 損害を減少すべき要目としては在軍中の不足追求による弁償金の取立が考えられる。然し乍ら在軍中不足の発生した態様、時期等から考ふる時多きは期待出来ないと思われ。
- (二) 損失を増加せしむべき要因としては
 - (1) 収入未済の中に回収不能の額が相当あると思われ。

五 十 断

(2) 政府手持新炭中には測定未済分が相当にあつて必ずしも額面通り測定することは困難であると思われ。

(3) 在軍中処分は当り林野庁の予想通りの処分は困難であること。等があつて損失は相当に増加すると思われ。

尚昭和二三年度の推定貸借対照表における支出未済中には約六億圓の新炭の輸送費を合んで居り、昭和二四年度の経費中にも亦約六億圓の輸送費約六億圓が計上されていることが判明したので損失中から右六億圓を差引く必要がある。然し乍ら今時に在軍中不足数量中の差額木炭事務所向の受替の差による行方不明数量が昭和二三年度中において約一億圓に達するとの説もある。内二億圓が既に前掲不足在軍中額中に計上されていると思われは差引損失は従前通り或いは多少増加する程度と見ていいと思われ。

右以外に収入業務の停止が七月末日迄延期された結果七月日における損益を検討してみれば必要があるのであるがこの点については前述の通り大体六月末に比して異動はないと考えてよい様である。

四、欠損の原因

薪炭需給調節特別会計に於て斯の如き大なる欠損の発生した直接の原因は昭和二十三年度に於ける備蓄及び同年度より発定した登録による新配給制度にあると思はれる。即ち既に述べた如く昭和二十三年度に於ける林野庁に於ける林野庁当局の計画の備蓄は一方生産地及び輸送の面に於ける著しい増強により是が故に計画を上廻ると共に他面燃料生産組合の開鎖機関指定、新配給制度の発足遅延等の理由により備蓄薪炭の売却が出来ず、加うゝに異常なる暖冬による薪炭の売行不振等が絡み合つて予想を遙かに上回る数字となり、従つて莫大なる損失を生じたこと。

2. 更に新制度の発足に伴い従来の品質、欠減を重視した取引方法が一期にして通常の商業的觀念に基く取引に移転したため、手持薪炭に著しい欠損を来したことによつて本特別会計は運営不能に陥つたものといえらると思ふ。

然し乍ら、右は只單に本特別会計の實體を表面に推し出す作用をしたにすぎないのであつて、その欠損を生ずべき原因は更に遠く深いものであつて、この炭政府自体に於けるおのれが如き事業の運営につき、この際深刻に反省するの必要があると思はれる。

3. 事業の経営に一貫性を欠いておられると思はれること

本特別会計は林野庁の下に全國に四九の木炭事務所を置いて全國的規模に於て一貫的に経営を行うの態勢を整えておられる。然し乍ら、之を實際に付いてみれば木炭事務所

は各ごばり／＼であつて、その間何等全般的な調整は行われていない。即ち、生産地
 木炭事務所に於ては代金の支払と集荷の発送を、消費地木炭事務所に於ては、到着せ
 る薪炭の受領と代金の徴収を、自己の任務として専念して其の間の連絡調整の如き
 は開却される状態にある。而も、中央機関たる林野庁は年間取扱金額二〇〇億円を
 超ゆる本特別会計のため、僅かに一課を設けているにすぎず、全国に亘る綜合、調整
 、監督の如きは事實上、極めて微力であつて全国に亘る事業運営を一貫的綜合的行
 つて来るとは云い得ない。而も当面の責任者である薪炭課長は頼りとして更迭したと
 いわ水まじきは三カ月位で更迭してゐるという。昭和十五年以来の繰上算をなすべき
 現在、薪炭課の構成員は殆んど新しい職員であつて、従来、実績に通じた者の殆んど
 皆悉である点は従来、実績の反映とも見るべく重大な火附の一つであつたと思われぬ。

4. 当局者の心構え

本特別会計が其の経営に不合理、不健全な点を包含し乍ら従来特に自立の程の欠損
 を生じなかつた理由は其の分相を消費者大衆に転嫁してゐた爲であると思われ、即
 ち従来は薪炭の供給が極めて少かつた爲に消費者大衆は配給される薪炭を品質欠減に
 関係なく一応引取つていた。取締が強い爲に薪炭の闇値は極めて高く、品質劣悪且つ
 欠減量の多い配給薪炭でも闇値に比すればまだ廉いと言ふ處もあつたと思はれる。従
 つて本特別会計に於て負担すべきであつた欠損事由が特別会計を素通りして消費者大

大の

衆にかぶさつていたのである。關係当事者は生産の奨励荷引の必要第一停止を得る事
 情はあつたにして之を半ば公認し統制の弊害の一面位は考へていて、責任を感じ之
 を是正しようとする努力は極めて微弱であつたと考へると思ふ。従つて一度生産が増
 加し消費者大衆の運搬が或る程度進歩すること、在れば従来、安易な方法による経
 営の破綻するのほゞ当然であつて本特別会計の欠損の半ばは責任当事者の心構の問
 題にあつたとも考へると思ふ。責任当事者に此の点の反省があつたとすれば計画備蓄
 の如きことを行はれなかつたのではないかと考へられぬ。

5. 政府マージンの問題

本特別会計の欠損の具体的事由については既に詳細検討したのであるが右の内証庫
 品の不足及亡失以外の事由については相當に検討の余地があり寧ろ発生した欠損を之
 等の理由にこじつけて説明している様を印象を及ぼるのであつて之をつき詰めて行け
 ば価格形成の際の政府マージンの算定の問題になるのではないかと考へられる。昭和二
 十三年六月に於ける木炭全国平均価格中の政府マージンは、別紙第九の通りであつ
 て販売価格の三七％に當り本特別会計の初期に於ける政府マージンに比して可なり
 下廻つて来ていると云われている。其の内証を見れば例へば我耗費は一俵当り七八錢三厘で
 あつて販売価格の四五％しか當りないのであるが薪炭の取引が如斯僅少な減耗を以てカ
 バリ出来るとは考へられぬ。従つて此のマージン算定は僅かにすぎると考へることが

一言言へる様に思ふ。然し乍ら問題は決定されたマージンの範囲内に於て此の事業を行ふ爲に如何に事業運営を合理化するかの問題である。此の面に於ける従来の林野庁当分の態度は寧ろ消極的であつて極言すれば架空のバランスを作りつゝ、放漫な経費支出を行つて来たと言ひ得ると思われる。経営を十分合理化して而も尚現行マージンを以て経営し得ないことが判明すれば之に對して堂々と対策を講ずべきであつてマージンの僅少なるの故を以て只横を生じたとするのは當りないと思ふのである。

6. 事務費人件費の問題

本特別会計の運営にまつた事業内容に比し予算上認められた事務費人件費は少きにすぎたように思はれる。之が爲、事務処理に不備を生じ現場の把握は行はず結局最終的には甚大な負債を生じて之を國民負担に於て解決の外なき事態に立至るのであつて多少の経費を予算面より削除することが果して結論的に経費の節約になるか否か極めて疑はしいこと、なるのである。之は單に本特別会計のみでなくすべてに通じて言ひ得ることであつて業務運営に當つては必要最少限度の経費は認むべきであり経費を縮減するとすれば事業の規模をこれに依じて縮小すべきである。此の点に政府として特に反省する必要がある問題である。

六の外

五. 今後の対策

本特別会計は現状の儘に於ては約五五億円乃至はこれ以上の負債を生ずることは必明かになつた。林野庁当局としては今後此の負債を減少せしむる爲の万全の措置を講ずること最も所望である。之が爲には、先づ、薪炭の所在及び数量の正確なる調査を速かに完了して、現物不足に對しては責任の所在を徹底的に究明して損失の補填を図り、手持薪炭は迅速に且最も有利なる換価処分を行つて、可及的速かに精算を了して機構及び人員の整理縮小を行ふべきである。

1. 現物不足の処理

- (一) 輸送途中で紛失した薪炭については、発送報告書に基いてその行先を究明し、行先不明の場合には、発送報告書を提出した輸送業者又は前事業者が弁償金を徴収する。
 - (二) 没入調書又は支払証券の二重発行に關するものについては、その発行当時の支払額を回収する。
 - (三) 政府倉庫における現物不足については、保管責任者の責任追究して弁償すべきものについては弁償せしめる。
 - (四) 債権債務を相殺し得るものは極力相殺する。
- なお、現物不足については官公庁の責任に歸すべきものが相当に多いと思はれるので之が責任追迹は嚴重且徹底的に行うべきである。

2. 政府手持薪炭の処理

(一) 生産地にある薪炭

指定集荷場所又は發取港頭において保管中のものは極力売炭を行ひ相殺し得る債権債務のある場合はすべて相殺する。賣炭に依らない場合には、卸売業者に売却する様に努力する。必要に依り融資の斡旋を回らねばならぬ。

賣却価格の決定に当つては、関係行政機関の意見を徴し、その等公正妥當なる価格の決定に努め競争入札制による場合と雖も悪意の業者の不当利得を抑制する様に努力する必要がある。

賣却時期については、品質の低下、或は増大を避けて直ちに賣るべきか、或は需要最盛期の冬季に於ける値上りを待つべきか慎重に研究の上処置すべきである。

(二) 消費地にある薪炭

消費地に在る薪炭は調定未済のもの及び備蓄薪炭であるが速かに適正価格を算定して必要により卸売業者に対する融資の斡旋を行つてなるべく卸売業者をして買取らしめる様にす。

卸売業者が売却に依らない場合には、直轄大口消費地乃至は小売業者に売却する努力が必要であらう。売却価格の決定その他に関しては前項の通りである。

3. 政府債権の取立

その内

政府が卸売業者、輸送業者、集荷業者等に対して有する債権は強力的に取立を行ひ之等業者に対し債務を負担して居る時はすべて債権を相殺するものとする。

六. 結論

薪炭需給調節特別会計は昭和十五年以來戦争中及び戦後に於ける薪炭情勢の逼迫せる時代を通じて薪炭需給調節努力をして来たのであつて、これが民生の安定に相当に貢献をなした事は功績はこれを高く評価すべきである。然し乍ら、その間に於て或は機構の不備により或は経理上の不手際によつてその最終時に於てかくも巨額な欠損を生じ、結局これを國民の負担に於て解決する外なき事態に立ち至つたことは甚だ遺憾なことであつた。結論的にこれを云へば、國民は如何なる時期に於ても薪炭の入手が不可避となる事態には陥らなかつたのであるが、その品質及び欠減の点並びに本特別会計の最終欠損の分担の点に於て、結局相当高価なる薪炭を買取されたこととなるのである。この事實は統制乃至は官行自らの行う現業の運営に対し大なる示唆を投げかけるものであつて、現在の統制方式或は今後生ずることあるべきこの種事業の運営につき一層深い反省を加へるべきであると思われるのである。

別紙第一

薪炭需給調節特別会計について (二四七 経済安定本部、大蔵省、農林省)

一、薪炭需給調節特別会計の現状

(1) 昭和二十三年度末の貸借対照表は別紙の通り予想せられるのであつて、三十三億五千万円という損失を生じている。

かゝる巨額損失を生じた原因については、目下鋭意調査中であるが、現在までに判明した所によれば、

- 一、薪炭の現物の不足
 - ニ、二十三年度冬期に大都市に備蓄の状態となつた薪炭の保管減耗、手直費、約十億円
 - 三、昨年十二月に行つた長尺薪の値下による損失
 - 約三億四千万円
 - 約五億五千万円
 - 四、増産並に輸送増強のため止むを得ず支出した経費
 - 約五億五千万円
- 二、現在特別会計は法律に定められた借入限度である五十五億円まで日銀引受によつて薪炭証券を発行してこれを運転資金としていたが、その如き巨額赤字のため特別会計の運営は半崩不墜の状況となつてある。即ち、極度の資金繰の逼迫のため現在まで極度に悪化したことに基因すると考えられる。

に木炭事務所に対して買入を許可した数量は、第一、四半期当初予定量に対して

水炭 七四% 薪 四三% ガス薪 三八%

にすぎず、然し現在までの収入状況は

四月 一三五七百万円 (一日平均収入 四五百万円)

五月 二一一四〇〇 () ()

六月 二三八〇〇 () ()

であり、六月三十日現在なら二十三年度分の未払額が約一億円あり、その他の本年度分の専支払額十九億円(本省に請求書の到達している未払分は約十三億円)を加えれば、約二十億円の支払資金を必要とする事となる。従つて現状を以てしては六月分の薪炭の買入枠を許可し得るのは七月中旬以降となりざるを得ない。故に現状のまゝ、特別会計の運営を継続することは到底不可能である。

二、特別会計整理後の損失

特別会計の停止によつて手持薪炭の値下り又は取耗による損失額その他の臨時経費のため二十億円の損失が更に加わることが考えられるので、二十三年度迄の損失を加えるると約五十四億円の損失が予想せられる。本会計は昭和十五年法律第七十号薪炭需給調節特別会計法によつて設置せられ、その間戦時中戦後の混乱のため幾多の困難を事進を

今日迄経過したが、今回機軸の停止をすれば、その整理事務は真に複雑且つ困難であることは予想せられるので関係各府の絶大なる協力を得て万遺憾なきを期してゆきたい。

なお、特別会計整理後の損失額の多寡を決定するものは、一に未端機関たる木炭事務所の人員の身分保証するか否かにかがつかうことは言を待たない所であり、身分の保証において失敗した場合には更に多額の損失を償得しなればならぬ。

林野庁薪炭課 提供の資料による

別紙第二

種	類	分帳		上の現在高	実	在	高	下	尺	量	備考
		全	数								
木	炭	全	量	三六九一五八三俵	三二七五六七九七俵	△	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	五、八、五、一、二、九、九、五、三、円	二、三、八、二、五、三、一、四、円	二、三、六、六、一、九、五、七、円	
		数	四四八〇五五九六二二円	三八九五四二九六六九円							
薪	炭	全	量	七三五六八〇〇八俵	四九七四二六九三俵	△	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	四九七四二六九三俵	四三九四四二二五円	二、七、五、七、三、七、俵	
		数	一四三七八八一九〇円	九九九三四五九四七円							
ガス	薪	全	額	二、八、九、七、七、九、九、俵	二、一、一、八、〇、八、六、円	△	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	二、一、一、八、〇、八、六、円	二、三、六、六、一、九、五、七、円		
		額	二、三、四、八、五、二、〇、四、四、円	二、一、一、八、〇、八、六、円							二、三、六、六、一、九、五、七、円

別紙第三
現出不足別冊書 (24.3.31現在)

種	類	木	炭	薪	瓦	薪	備考
双葉杉	薪	—	—	12,914	—	—	〃
出不明	薪	966,787	—	17,071,381	—	98,770	〃
木炭移送さあつて受領証本番のもの	薪	2,861,593.5	—	1,719,697	—	121,258.6	〃
合	計	5,159,040.5	—	23,822,534.7	—	275,737.6	〃

ガ ス 新 規 量	二、八九一七一九 二、三四八五、二〇四四	二、六一五九、八一 二、一一一八、八〇八六	二、七五七、三七 二、三六六、一九五七
-----------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------

別紙三

現品不足別調書 (24.3.31現在)

	木	英	薪	瓦	斯	薪	発
1 現品が未生産であるのに支 拂証票を発行したものの	2,642	債	1,828	*	14,080	債	発
2 支拂証票を二重に発行した ものの	2,533	5	1,529	2	—	—	4
3 現品が未生産であるのに受 入調書が発行したものの	3,204	7	2,697	5	6,000	—	3
4 受入調書を二重に発行した ものの	42,194	—	31,594	7	4,310	—	3
5 受入調書を改ざんしたもの	—	—	60,000	—	—	—	3
6 現品が指定集荷場所不存在 せず生産現場に在りあつたもの	39,139	—	38,903	0	—	—	3
7 指定集荷業者が正式の手続 を済ませないまま却したものの	2,226	—	87,707	—	—	—	3
8 保管中自家用事に使用した もの	—	—	—	—	300	—	3
9 指定集荷業者の未納税関が独 断にて換算したもの	14,392	—	10,011	—	—	—	3
10 生産から貨車来までに至り 取替したものの	127,430	—	922,469	—	1,575	—	3
11 現品保管中盗難によるもの	13,706	—	76,473	—	—	—	3
12 現品保管中火災で焼失した もの	49,031	—	14,176	6.5	2,430	—	3
13 現品保管中水害で流失した もの	164,989	—	1,144,827	2	2,630	—	3
14 現品保管中盗難、火災、水害以 外の理由により取替したものの	340,393	—	979,743	2	—	—	3
15 庫内消費にして受渡したもの に受領証木書のもの	240,995	—	71,833	—	2,969	—	3
16 受入数量を誤算したもの	165	—	—	—	—	—	3
17 現品運送途中の事故	85,536	—	39,838	—	—	—	3
18 現品から卸業者に至る間 に取替したもの	149,960	—	204,381	—	18,539	—	3
19 受入数量の二重記帳	540	—	—	—	—	—	3
20 備蓄中の取替	4418	—	376,251	—	3,026	—	3
21 二重発排	△ 9458	—	—	△	150	—	3
22 誤珍発排	—	—	△ 12,914	—	—	—	3
23 事由不明	966,787	—	17,071,381	—	98,770	—	3
必懸木移送であつて受領証木 書のもの	2,861,593.5	—	1,719,697	—	121,258.6	—	発
合 計	5,159,040.5	—	23,825,314.7	—	275,937.6	—	発

11

裏面白紙

貸借対照表

昭和23年度末推定貸借対照表

	借方	貸方
現金	370,000.000	5862,156,249
収入未済	995,685,665	259,000,000
新炭	3,693,095,070	
機械器具備品建物	48,790,000	
預	334,455,551	
前年度繰上額	141,576,793	
本年度繰上額	320,300,872	
計	8,452,156,249	8,452,156,249

(註) 支出未済の中には過年度支出として支払すべき債権を推定して入水也。

別表第五

合計金額	瓦斯薪		薪		木炭		合計検査院算定による数量	受入	林野庁算出による数量
	金額	数量	金額	数量	金額	数量			
五〇九九六三七〇円	二二一八八〇八円		九三三三四五九四七円		三二七五六七九七依		特		
			二六二五九八一依		一二九九七三四〇依				
			四九七四二六九三束		一四一七四八九九〇円				一八七五九四五七依
			九三三三四五九四七円		一五五三五一八束				二四七七九三九七六九円
					二七三四一九六円				四八一九一四五依
					九三三七依				九六六〇四〇三円
					六九九三〇二円				二五三六四依
					一四五一八三四八八円				二〇四一九五〇七四円
									三六四〇一三八七四円

別表第六
6月木炭
345768 円
295686.3 噸積石
82072 円
計 4755273.59 円

別表第七

6月木炭在庫引当り
6月木炭在庫引当り 30%、消費地は20%を政府取立価格から値引するに於て
円

木炭	薪	瓦斯薪
345768 円	295686.3 噸積石	82072 円
生産地在庫 204003 円	生産地在庫 2128941 噸積石	生産地在庫 56630 円
消費地在庫 141765 円	消費地在庫 827722 噸積石	消費地在庫 25442 円
生産地計 296185830 円	生産地計 296185830 噸積石	生産地計 296185830 円
消費地計 1794087260 円	消費地計 1794087260 噸積石	消費地計 1794087260 円
計 1242173301 円		

別表第八

昭和24年度貸借対照表

借	方	貸	方
現金	84,285.160	新次証券	547,000.000
機械器具等建物	48,790.000		
繰上	5,336,924.840		
} 前年度繰上 { 本年度繰上	3,334,585.514		
	1,992,339.326		
計	5,470,000.000	計	5,470,000.000

別紙才九 政府賣渡價格(卸賣)算定の基礎

(一) 政府取扱経費内訳(全国70-ル)

(1) 木炭

(昭和23年6月23日現在)
單位 15kg = 1俵

項 目	現行単價	補 正 率	正 價	備 考
1. 代行事業				
縣内小運送	7.879	2.7	2.1543	2.5倍 × 1.08割増 = 2.7倍
" 鉄道費	0.420	3.5	1.470	
" 其他	0.631	2.6	1.640	
" 船賃	0.42	2.8	1.176	
" 船賃 { 港湾作業	0.57	2.5	1.425	
" 船賃	2.12	1.8	3.816	
買入手数料	1.28	1.8	2.304	
輸送 "	2.63	2.7	7.101	
引取運賃				
2. 縣外移動運賃				
仲継及船賃 { 港湾作業	1.91	2.8	5.348	
" 船賃	1.77	2.5	4.425	
鉄道賃	0.50	3.5	1.75	
" 納金	0.40	2.6	1.04	
" 其他	0.10	1.8	0.18	
3. 備蓄費	0.007	1.8	0.007	
4. 借庫料	0.008	2.0	0.016	
5. 保管料	0.340	1.8	0.612	
6. 手直費	0.500	1.8	0.864	
7. 改装費	0.435	1.8	0.783	
8. 裁耗費	0.03	1.0	0.03	
9. 集荷委託費	0.20	—	—	
10. 検収費	2.95	—	1.970	
11. その他				
合 計	25.20		57.50	別紙参照 C地区 42,475 = 42,48

裏面白紙



薪炭需給調整特別会計の現状に因する

薪炭需給調整特別会計について、経済安定本部大蔵省及び農林省共同の報告によれば、昭和二十三年度末に於て三十三億五千円、昭和二十二年に於ては手持薪炭の値下り及び減税による損失其他臨時経費支出の爲更に二十億円の損失が加わり、約五十四億円の損失が予想され、尚石の通り巨額の赤字のため薪炭証券の発行は其の限度に達し特別会計の運営は半身不随の状況にして生産薪炭の買入困難となり六月末生産者への未払額約二十億円に達し六月分の薪炭の買入料を買入し得るものは七月中旬以降とならざるを得ない状態に於ち至つたのである。この四議報告

右の事態に鑑み行政管理局監察部は行政監察委員を主体として林野庁及び東京木炭事務所を監察し、東京都経済局林務課及び東京都内薪炭卸業者と懇談して検討を重ねた結果、薪炭需給調整特別会計の監察結果として、取敢えず別冊の報告書を作成した。この結果、其の要旨は次の通りである。

一、昭和二十三年度末に於ける推定損失三十三億五千円は、手持薪炭の現品不足（現品不足）約一億円の外、死亡失約二億七千万円、更に増加の見込、薪炭の保管減耗手直費へ約一億円と登録制による新配給制度の実施に伴い卸業者への販売、薪炭の欠減が明確となりし篇の損失、其他長尺薪の値下へ三億四千万円、鼓道輸送

リ海上輸送への転移業者手数料金の増額或は生産助長の目的を以て支出される早期築窯費特別小出賃金等の予算外支出等総計約四億四千万円より昭和二十三年六月価格改訂に伴う価格差益金約七億四千万円を減じ、これに前年度損失約一億四千万円を加算せる約三十五億四千万円であると思われ、(林野庁の説明による)其の最大原因は現品不足と売却薪炭の値引及び欠減である。

二 現品不足の原因中約八〇%は指定集荷場所より移送して受領証未着のものへ木炭約六〇%、薪七%、瓦斯薪四五%及び事由不明へ木炭一九%薪七%瓦斯薪三六%によるものであつて其他指定集荷業者或は輸送機関の責任に帰すべきもの水火災によるもの等である。移送して受領証未着のもの大部分は県外移送にして特に昭和二十一年及び二十二年に実施された協力輸送によるものが多いようである。

事由不明其他の原因によるものも前年度前々年度或はそれ以前に発生したものを相当割合に入っているが損失も前年度前々年度又はそれ以前に繰上ぐべきである。現品不足による損失をすべて昭和二十三年度末評価額を以て算定しているのであるがこれは当然発生した時期の評価額によつて評価すべきであつて仮に現品不足を二十三年度二十二年及び二十一年度に各々 $\frac{1}{3}$ づつ発生したものととして算定すれば其の損失は二十三年度約三億五千万円二十二年約一億八千万円二十一年度約七千万円計約六億六千万円となり二十一年度及び二十二年度損失計約二億五千万円は各年度に繰上ぐべき損失である。又四億四千万円(現品不足損失一億四千万円との差額)は二十三年度における他の原因に依る損失と見るべきである。

三、二十四年度に於ては手持薪炭の値下り及び減耗による損失

其他臨時経費の爲約二十億円の損失を見込んでいるが其の主たるものは生産地三割消費地二割の値下り見込及び減耗五%である。現在手持品の中消費地にある大部分は測定未済のものであつて、乱雑乱取のものが多く又本特別会計廃止後に生産さ小るものの品物は明に著しく向上することが予知さ小るので、恐らくは生産地五割消費地四割程度の損失を見込む必要があるのではないかと憂慮さ小るのである。かくする時は更に約九億五千万円程度の損失増加が推測さ小るのである。

四 林野庁の推定せる損失は以上の如くに増減を生ずべきものと思ふ小るが尚繰送中の之失が更に相当増加する趣であり且つ収入未済は二十四年三月末約一〇億円之月、末約十八億円七月末約一一億円と増加している。実績であつて回収不能のものを生ずる可能性が相当多いものと考へら小るのである。

林野庁推定の如く収入未済を全額回収し得たとしても当初の見込損失約五十四億円は、^復其に一〇億円程度増加するのではないかと憂慮せら小るべきである。尚以上の損失の相当額を昭和二十二年以前に繰上げるべきであるとの論があるが、薪炭価格の低廉なる年度における損失の誤謬はかかる大きな金額には余り影響があるとは考へら小るのではないかと其の大部分は近年に於て発生したものと見らべきであらう。

五 かかる運営上の被害を生じた原因は次の通りである。

- (1) 行政官庁自らがかかる商行為を遂行し運営上の監督が徹底を欠き特に経理上の損失防止に對し不手際であつたこと。
- (2) 各都道府県の木炭事務所は單に帳簿上の収支を整理するのみであつて現品の受取は主として関係業者として行われ、過去八年間に亘り殆んど現品調査を遂行して行なつたこと。

(3) 約二〇〇億円に達する全国同の薪炭の買上、輸送及び売払をなす甚だ複雑なる事業を業者をして代行せしめたと云へ約二〇〇〇万の政府職員を以て実施し且つ林野庁に於ては一薪炭課に於てこれを総括してまたこの管理機構として甚だ弱体であつたこと。

(4) 昭和二十三年度に於ける燃料林産組合の閉鎖機関指定及びこれに代るべき登録による新配給制度の定規に当りこの準備に約四ヶ月を要し、其の向現物の取引が一切停止し大量の備蓄を生じ、加うるに薪炭価格の大幅引上による出荷の促進、輸送増強運動乃至は客観情勢の変化に伴う空車の増加及び暖冬異変等が拍車をかける結果となり備蓄による保管減耗手直等の為多額の損失を生じたこと。

(5) 登録制実施後は委託に当り卸業者は現品の欠収を正確に算定し、不良品の受取はこれを拒否するようになつた爲、従来消費者の負担に転化していた損失が政府に押し寄せられたこと。

(6) 本特別会計の支出面に於て一般会計を以て支出すべき生産助成の爲の早期築室費特別小出賃等を支出し又政府手数料へ買上価格と卸売価格の差への設定に對しても減耗、手直、保管の爲の費用を殆んど見込み居らず又過剰の運送費を他に流用している等経理上の管理が厳正でなかつたこと。

以上の諸点を考慮する時政府は如斯高行爲を監督官庁自らからして実施せしめた根本的を諷諭を此の際深く反省すべきであると思われらるのである。

六、国庫を減少せしめる対策としては次の通りである。

- (1) 生産地手持品は生産者に売渡し且つ引取債務は自負業者の政府に對する債務と相殺すべきこと。
- (2) 消費地手持品は卸業者に融資の融資を計り緊急売払うべきこと。
- (3) 備蓄等は極力避け必要あれば消費者に備蓄させること。
- (4) 収入未済の回収は勿論現品不足に對しては其の原因を追究して其の損害の軽減に努力すべきこと。

尚右諸対策の根本問題として緊急現品調査を實施して正確なる手持品の数量及び性質を把握することが最も必要であることは勿論である。